

(お知らせ)



京の公園魅力向上指針～公園施設の長寿命化の下に～の策定について

平成30年3月22日
京都市建設局
〔担当 みどり政策推進室〕
〔電話 741-8600〕

京都市建設局では、897箇所の公園を管理しており、みどり管理事務所によるパトロール等により、不具合等の発見に努め、適宜、修繕を進めてきましたが、高度経済成長期に整備された公園の老朽化が進行し、公園施設や樹木の多くが更新時期を迎えています。

この度、将来のニーズに対応した、より魅力あふれる公園として、市民の皆様へ安心・安全に御利用いただくため、平成29年8月に策定した「市街地緑化の在り方」を推進するための公園部門の指針として、「京の公園魅力向上指針 ～公園施設の長寿命化の下に～」を策定しましたので、お知らせします。

なお、本指針は、計画的な修繕等により、公園施設の長寿命化を図ることから、「京都市公共施設マネジメント基本計画」（平成27年3月策定）に基づく、公園施設の個別施設計画に位置付けます。

1 京の公園魅力向上指針～公園施設の長寿命化の下に～について

公園の魅力向上のためには、公園施設の補修・更新等、樹木の健全育成、再整備を確実に実施していく必要があります。

本指針により施設を計画的に管理し、より長く使用するとともに、更新時期の集中を避けることで、費用の軽減及び平準化を図ります。

(1) 対象とする公園とその種別について

京の公園魅力向上指針における「公園」とは、都市公園法第2条第1項1号に定められた都市公園で、建設局が管理しているものを対象とします。

(2) 方針について

公園が、市民の皆様へ安心・安全、快適に利用していただける魅力あるものであり続けるため、概ね50年をかけて、より魅力あふれる公園として維持できるよう取り組みます。

(3) 魅力向上に向けての取り組み

① 公園施設の補修，更新等

公園施設は，施設の目標とすべき維持管理の水準を保ち，劣化や損傷を未然に防止しながら長持ちさせる管理（予防保全型管理）を行う施設と，日常的な維持管理や点検を行い，機能しなくなった段階で取り換える管理（事後保全型管理）を行う施設に分類し，維持管理を行います。

② 樹木の健全育成

公園の樹木は，植樹から長期間を経過することで，太く大きな樹木へと成長し，剪定等の維持管理にも多くの費用が必要となります。

高木のうち約2万本が危険木等となるおそれがあるため，緊急度の高いものから優先して伐採，更新，樹種転換，密度調整等の適正化を図ります。

また，あわせて剪定等を含む適切な健全育成に取り組みます。

③ 再整備

再整備は，利用可能な施設等は引き続き有効活用したうえで，施設の更新又は機能転換を実施することにより1箇所当たりの整備費を軽減し，スピードアップを図ります。

2 その他

京の公園魅力向上指針については，京都市情報館に掲載いたします。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-8-0-0-0.html>